第 190 号 （令和 7 年 2 月 14 日発行）	発行日　5 日、15 日、25 日
横浜市報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目　　次

頁

［規則］

△　横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【脱炭素・GREEN×EXP 0 推進局脱炭素計画推進課】　3

△　横浜市火災予防規則の一部を改正する規則【消防局指導課】　5

［告示］

△　児童相談所の児童福祉司等の数【こども青少年局中央児童相談所】　6

△　生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】　7

△　生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】　9

△　生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】　10

△　生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】　11

△　生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】　12

△　生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】　13

△　生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】　14

△　生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】　18

△　生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】　19

△　生活保護法に基づく指定介護機関の再開【健康福祉局生活支援課】　21

△　身体障害者福祉法に基づく医師の指定【健康福祉局障害者更生相談所】　22

△　横浜国際港都建設計画病院の変更【建築局都市計画課】　26

△　横浜国際港都建設計画道路の変更【建築局都市計画課】　27

△　横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定【建築局都市計画課】　28

△　同　【建築局都市計画課】　29

△　同　【建築局都市計画課】　30

△　同　【建築局都市計画課】　31

△　同　【建築局都市計画課】　32

△　同　【建築局都市計画課】　33

△　横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更【建築局都市計画課】　34

△　同　【建築局都市計画課】　35

△　同　【建築局都市計画課】　36

［公告］

△　職員の懲戒処分【総務局人事課】　37

△　市民ギャラリーの指定管理者の指定【にぎわいスポーツ文化局文化振興課】　38

△　公園の設置【みどり環境局公園緑地管理課】　39

△　土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】　40

△　同　【みどり環境局水・土壌環境課】　41

△　横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】　42

△　横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定の解除【みどり環境局水・土壌環境課】　43

△　マンション建替組合の事業計画の変更の認可【建築局住宅再生課】 44
△　マンション建替組合の事業計画の変更に係る図書の縦覧【建築局住宅再生課】 45
△　開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 46
△　　同　　【建築局調整区域課】 47
△　　同　　【建築局調整区域課】 48
△　　同　　【建築局調整区域課】 49
△　建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 50
［区公告］
△　漂流物の引渡し【中区総務課】 51
△　自動車臨時運行許可番号標の失効【中区総務課】 52
［消防局］
△　職員の懲戒処分【人事課】 53
［市選挙管理委員会］
△　直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】 54
［監査委員］
△　監査委員による監査の結果に基づき横浜市長が講じた措置の内容の公表【財務監査課】 56

規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年２月14日

横浜市長　山　中　竹　春

横浜市規則第２号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年３月横浜市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第89条第１項第１号中「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和５年政令第68号）第１条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令」に改め、同条第３項を次のように改める。

３　条例第 144 条第１項に規定する地球温暖化対策計画は、令和７年度又は同年度から起算して３の倍数の年度を経過したごとの年度（以下この項において「計画開始年度」という。）から３年度ごとを計画期間として作成するものとする。ただし、計画開始年度の翌年度又は翌々年度に地球温暖化対策事業者に該当することとなった場合に作成する当該計画の計画期間は、次に到来する計画開始年度の前年度までとする。

第89条第６項中「を記載した書面を地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又は」を「について、」に改め、同条第９項後段を削る。

第89条の２第２項中「を記載した書面を、脱炭素・GREEN × EXPO推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素計画推進課に備え置くことのほか」を「について」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）第 144 条第１項の規定により作成されている地球温暖化対策計画は、この規則による改正後の

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第89条第３項の規定にかかわらず、令和７年３月31日に計画期間が満了するものとする。

３　地球温暖化対策計画について前項の規定の適用がある場合には、当該計画を作成した地球温暖化対策事業者の令和７年度を計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画の提出に係る横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第89条第４項の規定の適用については、同項中「７月末日」とあるのは、「９月末日」とする。